

ストップ「コロナ・ハラスメント」 アクションプラン（概要版）

～新型コロナウイルスを「正しく恐れる」対策～

1 オール岐阜での対策

(1) 正しい知識で正しく恐れる広報

- ・（県・市町村）各種メディアを活用した広報の徹底
- ・（事業所）担当者（ぎふコロナガード）を通じた周知
- ・（学校）いじめに繋がらないよう各学校での周知
- ・（外国人向け）国籍別のコミュニティ等を通じた周知
- ・（自治会）市町村を通じ自治会レベルへの周知徹底

○相談窓口の周知

- ・ 県人権啓発センター（058-272-8252）
- ・ 県在住外国人相談センター（058-263-8066）
※14か国語対応
- ・ 県精神保健福祉センター（058-231-9724）

(2) 法務局・弁護士との連携

- ・（法務局）相談窓口、ネットパトロールにより人権侵害が疑われる事案があった場合は法務局へ通報
※ネットパトロールについては、必要に応じ、被害に遭われた方が訴訟提起する際に証拠画像を提供
- ・（県）相談者へ法的助言を行う無料弁護士相談の実施

2 各分野における対策

(1) WEB・SNS対策：ネットパトロール

- ・(県) WEB、SNS を常時監視
※これまでに法務局へ通報する案件は8件発生

(2) 事業所対策：初動対応マニュアル整備

- ・(県) ハラスメント防止を含む初動ガイドライン提示
- ・(事業所) ガイドラインを踏まえマニュアル策定

(3) 学校対策：対応フロー整備、人権教育の充実

- ・(各学校) 県教育委員会の「コロナ対応フロー」を私立学校、大学、幼稚園、外国人学校等に提供、各学校はフローを踏まえマニュアル策定
- ・(各学校) 人権週間(12/4~12/10)における人権教育の推進

(4) 外国人県民への配慮：きめ細かな広報

- ・(県・市町村) 多くの外国人県民が集まる教会、飲食店、食材店、スポーツジム、外国人学校など国籍別のコミュニティを考慮した場所などにおいて実効性ある普及啓発を展開
- ・(県) チラシや動画など多言語啓発ツールを作成

- ハラスメントは「未知のウイルス」への恐れから生まれます。「正しい知識で正しく恐れる」ことを促進します。
- 感染した方を「思いやり」、最前線で治療や社会生活維持にあたる医療従事者や関係者の方々に「感謝」します。